

# 「芸術」

## 日本において行うことができる活動内容等

収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（在留資格「興行」に係るものを除く。）  
該当例としては、作曲家、画家、著述家など

## 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料
  - (1) 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合  
活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合  
申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込額を記載した文書（適宜の様式で記載していただいてもかまいません。）・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 4 芸術活動上の業務を明らかにする資料
  - (1) 芸術上の活動歴を詳細に記載した履歴書・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 次のいずれかで、芸術活動上の業務を明らかにすることのできるもの
    - ① 関係団体からの推薦状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
    - ② 過去の活動に関する報道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
    - ③ 入賞、入選等の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
    - ④ 過去の作品等の目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
    - ⑤ 上記の①から④に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\* 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示

\* \* 上記については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

## 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。